

令和 7 年 三 重 県 議 会 定 例 会 医 療 保 健 子 ど も 福 祉 病 院 常 任 委 員 会

所 管 事 項 説 明 資 料

	頁
1 令和 7 年度の組織体制	1
2 県立病院の概要等	2
3 「三重県病院事業 中期経営計画（令和 6 年度～令和 9 年度）」について	5
4 令和 7 年度三重県病院事業会計予算の概要	13

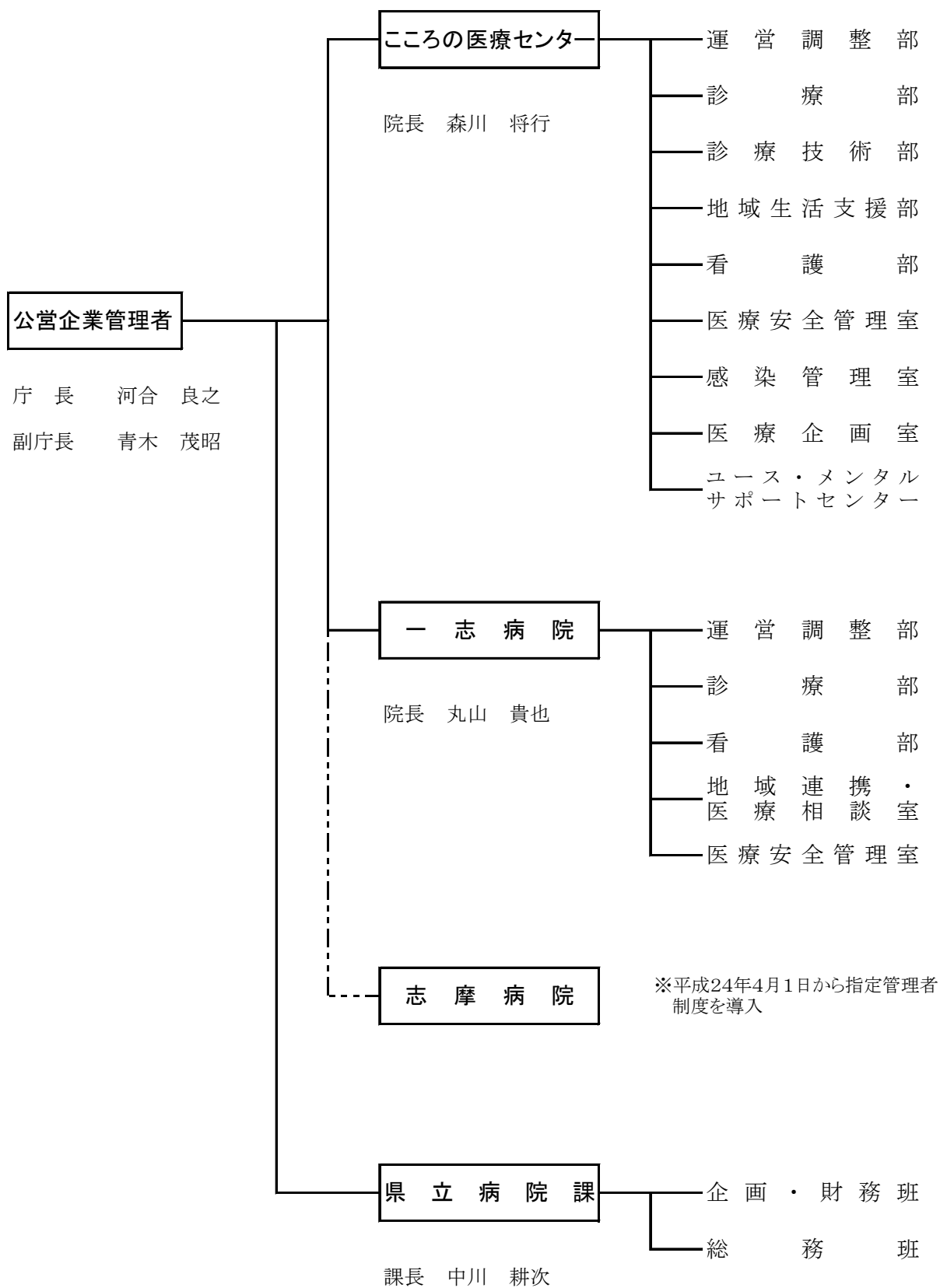
(別冊資料)

- ・ 三重県病院事業 中期経営計画（令和 6 年度～令和 9 年度）

令和 7 年 5 月 2 3 日
病 院 事 業 庁

1 令和7年度の組織体制

(令和7年4月1日現在)



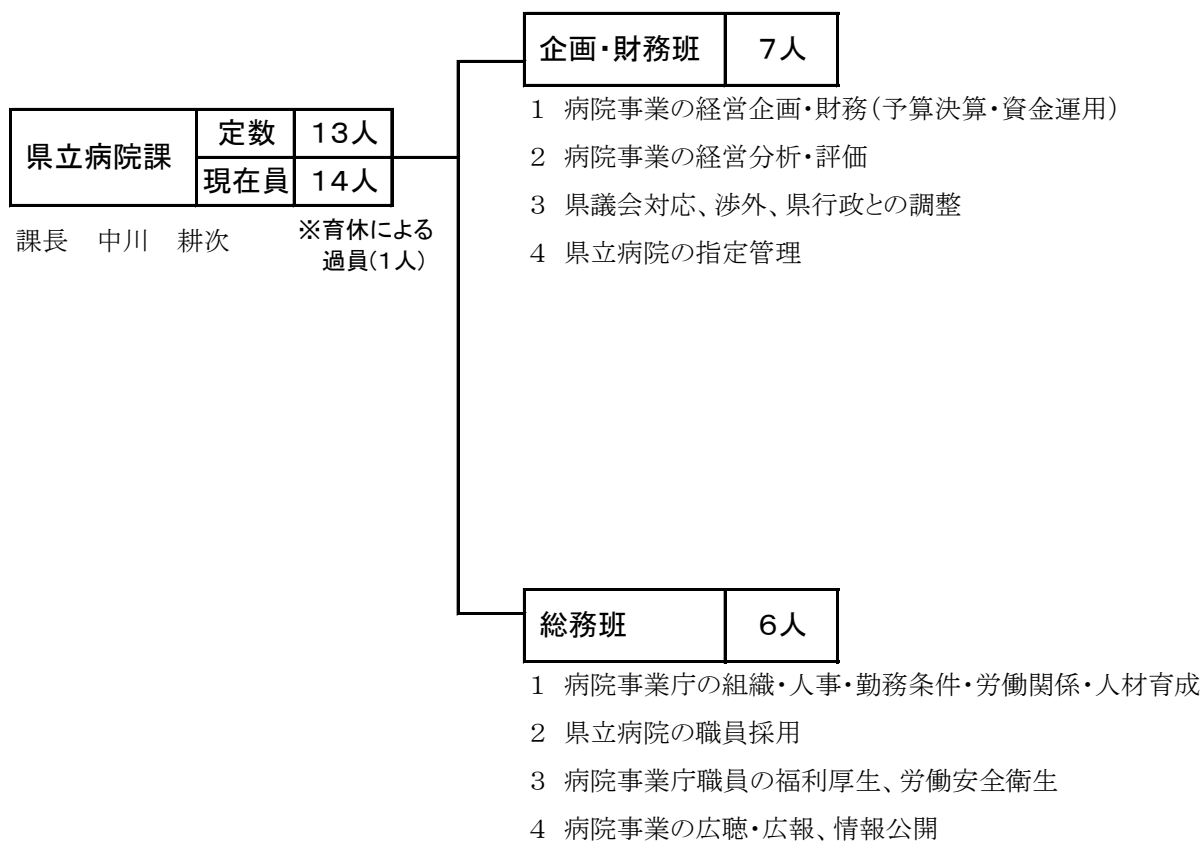
2 県立病院の概要等

(1) 県立病院の概要

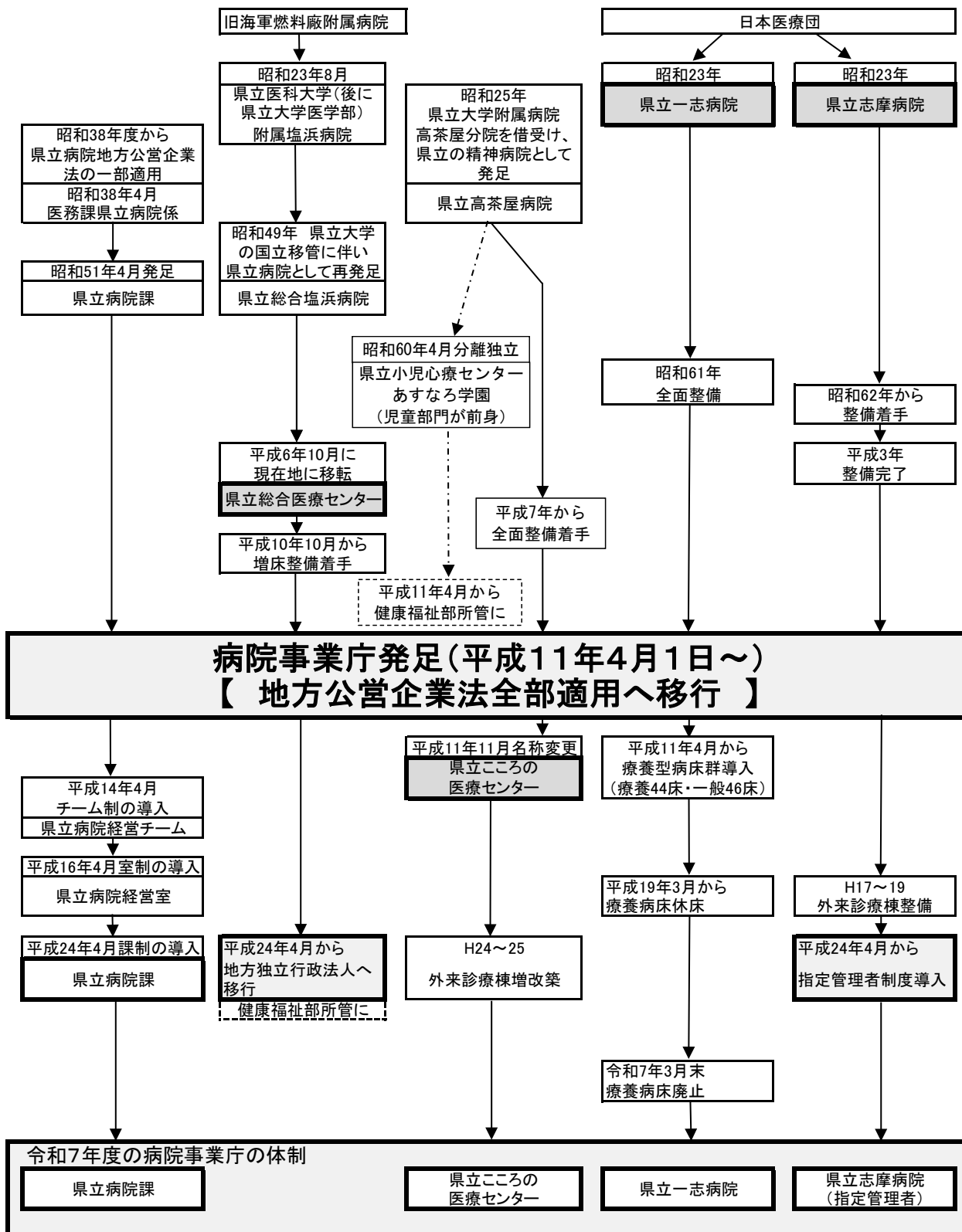
病 院 名		こころの医療センター	一志病院	志摩病院 (H24.4 から指定管理者制度導入)
施設の所在地		津市城山	津市白山町南家城	志摩市阿児町鵜方
診 療 科 目 (R7. 4. 1)		精神科、内科、脳神経内科、歯科	内科、外科、整形外科、眼科 (休診中の診療科) 小児科、産婦人科、耳鼻いんこう科、放射線科	内科、循環器内科、外科、脳神経外科、小児科、産婦人科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、精神科、脳神経内科、放射線科、漢方内科、漢方皮膚科
許可病床数 (R7. 4. 1)	一般	—	46 床	236 床 (稼働病床 146 床)
	精神	318 床	—	100 床
	合計	318 床	46 床	336 床 (稼働病床 246 床)
1 日平均 患 者 数 (R6 年度実績 (速報値))	入院	193.7 人	32.4 人	172.4 人
	外来	178.2 人	51.9 人	243.5 人
職員数 (R7. 4. 1)		212 人	48 人	—
うち医師数		17 人	5 人 ※寄附講座 3 人を除く	—
うち看護師数		145 人 ※准看護師 1 人を含む	27 人	—
敷地面積		53,306 m ²	14,959 m ²	23,332 m ²
建物面積		20,708 m ²	6,295 m ²	26,609 m ²

(2) 県立病院課事務分掌

(令和7年4月1日現在)



(3) 県立病院の沿革



3 「三重県病院事業 中期経営計画（令和6年度～令和9年度）」について

病院事業庁では、県立病院に求められる役割・機能等を十分にふまえつつ、国および本県の医療政策の動向や県立病院を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進し、それぞれの県立病院が県民の皆さんに医療サービスを安定的かつ継続的に提供していくため、「三重県病院事業 中期経営計画」を策定しています。

現在の中期経営計画については、令和4年3月に国において策定された「公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、地域医療構想や第8次医療計画との整合を図りつつ、病院事業の経営強化に総合的に取り組むため令和6年3月に策定したものであり、その概要は次のとおりです。

こころの医療センター（別冊 P4～P19）

本県における精神科医療の中核病院として、精神科救急・急性期医療等の政策的医療のほか、認知症治療や依存症治療等の専門的医療の提供、訪問看護やデイケア等の地域生活支援、精神分野における災害医療などに取り組みます。

1 地域医療構想等をふまえた役割・機能

- ・他の医療機関等との一層の連携強化、多職種連携による適切な医療の提供
- ・退院支援等による長期入院患者の退院促進

2 地域包括ケアシステムの構築に向けた役割・機能

- ・休日・夜間等における救急患者や病病・病診連携による紹介患者の受入
- ・訪問看護やデイケアサービスなどの地域生活支援の提供
- ・精神疾患等に対する普及啓発や認知症に係る医療・介護の関係者への研修の実施

3 機能分化・連携強化

- ・三重県精神科救急医療システムの支援病院として当番病院が対応困難な場合の患者の受入
- ・地域の診療所、福祉施設等からの相談対応や入院加療が必要な患者の受入
- ・身体合併症患者等を対象とした三重中央医療センターおよび伊勢赤十字病院との連携
- ・患者受入に係る定期的な連携会議の開催などによる子ども心身発達医療センターとの連携強化

4 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る主要な取組

（1）精神科救急・急性期医療の提供

三重県精神科救急医療システムの支援病院として、当番病院が救急患者を受け入れられない場合に積極的に対応するとともに、措置診察・措置入院等に対応します。また、病病連携、病診連携による緊急的な紹介患者に対しても速やかに受入れを行います。

（２）専門的医療の提供

①認知症治療

認知症疾患医療センターとして、脳神経内科医と精神科医の協働のもと多職種が連携し、専門外来や専門病棟において、最適で切れ目のない効果的な治療を行います。

②依存症治療

アルコール依存症やギャンブル等依存症の治療拠点機関として、依存症専門研修への職員派遣による人材育成や、専門性の高いプログラムを用いた医療の提供、研修会の開催等に取り組みます。特に、アルコール依存症治療については、専門病棟を有する県内唯一の医療機関として、効果的な入院治療やデイケアサービスを提供します。

③若年層への支援と早期介入・早期予防

院内に設置した「ユース・メンタルサポートセンターMIE（YMSC-MIE）」において、若年層やその家族等からの精神病様症状や不登校・登校しぶり、ひきこもりなどの相談に対応し、必要に応じて外来診療につなげます。

④災害医療の取組

災害拠点精神科病院として、平時は、BCP（事業継続計画）に基づく訓練の実施や継続的な見直しを行うなど災害への備えを進めます。発災時には、措置入院などの必要な診療機能を維持し、被災地の精神疾患患者の受入れを行うなど、災害時における中心的な役割を担います。また、三重DPAT（災害派遣精神医療チーム）に登録し、被災地における積極的な支援を行います。

（３）地域生活を支えるための支援

①デイケアサービス

多様で効果的なプログラムを用いたデイケアサービスを提供し、利用者の日常生活や就労面の支援を行うとともに、若者のニーズに対応したプログラムの充実に取り組みます。

②訪問看護サービス

積極的に訪問看護サービスを提供するとともに、多様な医療ニーズに対応するため、看護師に加え、必要に応じて精神保健福祉士や作業療法士が同行する訪問看護を実施します。

③入院患者の退院支援

関係機関と十分に連携し、患者の症状や生活環境等に応じた適切な退院支援を行うとともに、多職種が連携し、クリニカルパスなどを活用しながら、病状に応じた適切な治療を行い、早期の再入院を防止します。

④家族支援の充実

治療中の患者家族等を対象とした研修会の開催や電話・面談等による相談支援を行うとともに、未治療や治療中断等の状況にある患者を治療につなげるためには、患者と家族の円滑な関係性が重要であることから、家族等に対するコミュニケーションスキルの向上支援を行います。

5 医師・看護師の確保と働き方改革

(1) 医師・看護師等の確保

医師については、大学医局への継続的な働きかけや公募を通じて確保に努めます。

看護師等については、養成機関への訪問などを通じて積極的な病院のPRに取り組むとともに、随時の採用募集を行い、採用機会の拡大に取り組みます。

また、キャリア形成支援により、医療従事者にとって魅力のある病院づくりに取り組みます。

(2) 医師等の働き方改革への対応

医師については、医師事務作業補助者の充実や精神保健福祉士の予診実施などによるタスクシフトを推進するとともに、非常勤医師の確保による日当直業務の負担軽減に努めます。

看護師については、看護補助者の活用等により業務負担の軽減に努めます。

6 新興感染症の発生・まん延時に備えた平時からの取組

病棟の個室化とゾーニング対応による適切な病棟運営を行います。また、他の医療機関と共同で地域連携カンファレンスを開催するなど、平時から関係機関と連携した体制づくりに取り組みます。

新興感染症の発生・まん延時には、三重県と締結する医療措置協定に基づき、精神疾患のある感染症患者の病床確保と入院患者の受入れや検査に取り組みます。

7 経営の効率化に向けた主要な取組

地域の病院・診療所との連携強化や若年層の精神疾患に対する取組強化等による入院・外来患者数の確保や、病床管理の適正化等による収益の増加を図るとともに、材料費や経費など費用の縮減に努めます。

総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践やプライマリ・ケア人材の育成のほか、予防医療の提供や津市白山・美杉地域における地域包括ケアシステムの構築に向けた多職種連携などに取り組みます。

1 地域医療構想等をふまえた役割・機能

- ・プライマリ・ケアを実践できる人材の育成
- ・白山・美杉地域における入院機能を有する唯一の医療機関として、初期救急患者の受入や急性期機能を担う医療機関等と連携した幅広い領域の疾患への対応

2 地域包括ケアシステムの構築に向けた役割・機能

- ・通院が困難な患者のための訪問診療、訪問看護等の在宅療養支援
- ・津市の地域包括支援センターと連携した医療・介護・予防等の多職種連携の促進
- ・地域包括ケア病床の活用による在宅復帰支援の充実

3 機能分化・連携強化

- ・急性期等の機能を担う三重中央医療センター等との機能分化・連携
- ・津市家庭医療クリニックへの医師派遣による支援

4 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る主要な取組

(1) 地域医療の推進

①在宅療養支援

通院が困難な患者に対して、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション等の在宅療養支援を積極的に提供するとともに、プライマリ・ケアを担う人材の育成を図ります。

②予防医療

住民健診、人間ドック、がん検診、予防接種等の予防医療を提供するとともに、メタボリックシンドロームの要因となる生活習慣を改善するため、地域唯一の特定保健指導を実施します。

③救急医療

24時間365日の初期救急患者の受入体制により患者を受け入れるとともに、二次救急対応が必要な患者は急性期機能等を担う医療機関と連携して対応するなど、地域の救急医療体制の確保に貢献します。

④医療過疎地域への支援

県から指定を受けたへき地医療拠点病院として、医師の派遣等を実施することで、医療過疎地域における医療の提供を支援します。

⑤関係機関との連携

地域の関係機関や多職種が参加する「美杉・白山・一志保健医療福祉連携会議」等の取組を通じて連携強化に取り組みます。

(2) 人材育成の充実

①地域医療を担う医師の育成

総合診療医の育成拠点病院として、医師にとって魅力ある病院づくりに取り組むとともに、研修医や医学生を積極的に受け入れ、実践的な研修を実施するなど、三重大と密接に連携しながら、総合診療医の育成に取り組めます。

②看護実習生等の受入れ

指導者の育成を図りながら、地域の高校生や看護・介護の実習生を積極的に受け入れ、関係機関と密接に連携して実践的な研修を行うことにより、地域に貢献できる人材の育成を支援します。

③プライマリ・ケアセンターの運営

各地域でプライマリ・ケアを実践できる人材を育成するため、県から委託を受けて開設した「三重県プライマリ・ケアセンター」において、多職種連携による実践的なスキルを習得するための教育・研修の実施や情報発信等を行います。

5 医師・看護師の確保と働き方改革

(1) 医師・看護師等の確保

医師については、勤務環境の改善や研修環境のさらなる充実を図り、医師にとって魅力のある病院づくりに取り組めます。また、大学医局への継続的な働きかけ等による確保に努めるなど、多角的な取組を進めます。

看護師等については、プライマリ・ケアエキスパートナースの認証プログラムの実施をはじめとする病院の特色を生かしたキャリア形成支援を行うとともに、働きやすい職場づくりや新規職員の積極的な採用により人員の確保に努めます。

(2) 医師等の働き方改革への対応

医師については、医師事務作業補助者の充実により業務負担を軽減するとともに、非常勤医師の確保により日当直業務の負担軽減に努めます。

看護師については、看護補助者の活用等により業務負担の軽減に努めます。

6 新興感染症の発生・まん延時に備えた平時からの取組

こころの医療センターが主催する地域連携カンファレンスに参加し、感染症に係る情報の交換や感染防止の取組の共有、合同訓練の実施などにより、平時から関係機関と連携した体制づくりに取り組めます。

新興感染症の発生・まん延時には、三重県と締結する医療措置協定に基づき、病床の確保と入院患者の受入れ、後方支援として回復患者の受入れを行います。

7 経営の効率化に向けた主要な取組

地域の診療所等との連携強化や良質な医療サービスの提供を通じた入院・外来患者数の確保や、健康診断受診者数の増等による収益の増加を図るとともに、材料費や経費など費用の縮減に努めます。

志摩地域の中核病院として、地域医療支援病院、災害拠点病院、へき地医療拠点病院など、求められる役割・機能を発揮し、救急医療の提供のほか、地域の医療機関との連携強化・機能分化を図りながら入院・外来診療を行うなど、指定管理者と連携しながら診療機能の維持および充実に取り組みます。

1 地域医療構想等をふまえた役割・機能

- ・ 関係機関と連携した二次救急医療や災害医療等を担う急性期病院としての機能
- ・ 地域包括ケア病棟の運用による回復期機能の確保
- ・ 無医地区への巡回診療や代診医の派遣等、へき地医療拠点病院としての役割

2 地域包括ケアシステムの構築に向けた役割・機能

- ・ 医師会と連携した多職種での交流会や研修会の開催による顔の見える関係づくりの推進
- ・ 地域包括ケア病棟を活用した在宅復帰支援や通所リハビリテーション事業等による継続的なケアの展開
- ・ 医師会や消防本部と連携した在宅療養患者の急変時の救急や入院の受入

3 機能分化・連携強化

- ・ 地域医療支援病院として一次医療を担う地域の診療所等との病診・病病連携の推進
- ・ 志摩地域唯一の二次救急病院として救急患者を受け入れるとともに、受入困難な患者に対しては伊勢赤十字病院等への搬送による連携

4 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る主要な取組

(1) 地域医療の推進

①入院診療

一般病棟のうち、急性期病棟では、地域の診療所等からの紹介患者や救急患者の受入れを行い、地域包括ケア病棟では、在宅療養後方支援病院として、在宅療養患者の急変時に緊急的な受入れなどを行います。

精神科病棟では、地域において精神科を設置する唯一の病院として、一般病床を併設している特徴を活かして身体合併症のある患者の受入れを行います。

②外来診療

地域医療支援病院として、患者の紹介・逆紹介、医療機器の共同利用など、病診連携や病病連携を強化して外来診療を提供します。また、幅広い疾患の患者の受入れと診療科間の連携を緊密にした診療を行います。

③救急医療等

内科系救急では、24時間365日の患者受入体制を維持し、積極的に患者を受け入れるとともに、外科系救急では、さらなる医師の確保により患者受入体制の拡充に努めます。

脳出血や心筋梗塞等の受入困難な疾患については、志摩市消防本部や高度急性期病院と連携して対応するなど、二次救急病院としての役割を果たします。

④へき地医療

へき地医療支援機構からの委託を受け、へき地診療所等への医師派遣の調整業務を担うとともに、へき地医療拠点病院として、志摩市間崎島への巡回診療や、へき地医療機関への代診医派遣を行い、へき地医療支援の中心的な役割を果たします。

⑤災害医療

災害拠点病院やDMA T（災害派遣医療チーム）指定医療機関として、大規模災害発生時に安定的・継続的な医療が提供できるよう、BCP（事業継続計画）に基づく防災訓練やトリアージ訓練、医療支援体制の訓練等を実施するとともに、志摩市消防本部、行政機関等との連携を強化します。

⑥多職種連携の推進

地域の医師会との連携により、医療関係者や介護関係者、行政、民生委員といった多職種が参加する交流会や地域の医療・福祉・介護職の資質向上を目的とする多職種研修会、連絡会議、事例検討会等を開催し、連携・協力関係を強化します。

5 医師・看護師の確保と働き方改革

（１）医師・看護師等の確保

医師については、指定管理者制度導入の利点を生かし、指定管理者の関連施設から派遣を受けます。また、県と指定管理者が連携して、大学医局への継続的な働きかけ等による確保に努めるなど、多角的な取組を進めます。

看護師等については、院内保育所の運営や職員宿舎の確保などによる働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、新規職員の積極的な採用や随時の募集、奨学金制度のPRにより人員の確保に努めます。

（２）医師等の働き方改革への対応

医師の働き方改革への対応については、「地域医療確保暫定特例水準（B水準）」の承認を受け、救急医療等に対応するとともに、時間外労働時間の縮減については、「医師労働時間短縮計画」に基づき、特定行為看護師による初期対応のほか、認定看護師や医師事務作業補助者の活用、入退院支援スタッフによる予定入院患者対応の支援等により、負担軽減に取り組めます。

看護師については、看護補助者の活用等の取組により業務負担の軽減に努めます。

6 新興感染症の発生・まん延時に備えた平時からの取組

伊勢赤十字病院が主催する地域連携カンファレンスに参加し、感染症に係る情報交換や感染防止の取組の共有、合同訓練の実施などにより、平時から関係機関と連携した体制づくりに取り組めます。

新興感染症の発生・まん延時には、三重県と締結する医療措置協定に基づき、病床確保と感染患者の受入れ、検査等に取り組めます。

7 経営の効率化に向けた主要な取組

地域医療支援病院として、病診連携・病病連携の推進や救急患者の積極的な受入れを通じた入院・外来患者数の確保や、適切な病床運営等による収益の増加を図るとともに、材料費や経費など費用の縮減に努めます。

県立病院課

(別冊 P47～P52)

1 各県立病院に対する支援

(1) 経常収支等の向上に向けた支援

各病院とのコミュニケーションを密にすることで、病院の運営状況を適切に把握・分析するとともに、国・県の医療政策の動向等を積極的に収集・提供するなど、それぞれの病院運営を積極的に支援します。

(2) 医師・看護師の確保

医師の確保については、各病院と連携し、三重大学等への医師派遣の要請や自治医科大学卒業医師の配置要請を継続的に実施します。

看護師については、大学、専門学校等の養成機関への積極的な訪問や就職説明会への参加、さまざまな広報媒体の活用などによる県立病院のPRに努めるとともに、修学資金の貸付制度を運用することなどにより、新たな職員の確保に取り組みます。

すべての職員に共通する取組として、子育て支援制度の運用や院内保育所の運営、時間外勤務の縮減など、働きやすい職場づくりを推進することで魅力のある病院づくりに取り組みます。

(3) 患者満足度の向上

各病院と協議しながら、患者等の満足度向上につながる取組の支援を進めます。

(4) 志摩病院の指定管理者に対する指導・監督等

志摩病院の運営に関する具体的な事項を病院事業庁と指定管理者の代表者等で協議するなど、取組方針等の確認や課題調整を行うとともに、指定管理者から毎月提出される業務報告の聴き取り等を通じて運営状況を常に把握し、診療体制の維持・充実および経営改善が着実に図られるよう、適切な連携および指導・監督を行います。

4 令和7年度三重県病院事業会計予算の概要

【収益的収支】

(単位:千円、%)

	令和6年度	令和7年度	増減(R7－R6)	前年度比
病院事業収益	5,279,936	5,639,357	359,421	106.8
① 医業収益	2,755,898	2,860,976	105,078	103.8
うち入院収益	2,107,470	2,208,107	100,637	104.8
うち外来収益	488,580	495,383	6,803	101.4
② 医業外収益	2,524,038	2,778,381	254,343	110.1
うち他会計補助金	134,909	140,081	5,172	103.8
うち長期前受金戻入	305,809	317,056	11,247	103.7
うち負担金	1,896,037	2,120,532	224,495	111.8
③ 特別利益	-	-	-	-
病院事業費用	5,490,403	5,827,076	336,673	106.1
④ 医業費用	5,359,755	5,699,095	339,340	106.3
うち給与費	2,860,563	3,057,219	196,656	106.9
うち材料費	294,766	320,579	25,813	108.8
うち経費	1,625,685	1,729,801	104,116	106.4
うち減価償却費	554,200	567,035	12,835	102.3
⑤ 医業外費用	130,648	127,981	△2,667	98.0
⑥ 特別損失	-	-	-	-
経常損益 (①+②)-(④+⑤)	△210,467	△187,719	22,748	-
こころの医療センター	△200,636	△266,887	△66,251	-
一志病院	2,695	76,916	74,221	-
志摩病院	△12,526	2,252	14,778	-
純損益 (①+②+③)-(④+⑤+⑥)	△210,467	△187,719	22,748	-

【資本的収支】

(単位:千円、%)

	令和6年度	令和7年度	増減(R7－R6)	前年度比
① 資本的収入	1,310,814	1,247,558	△63,256	95.2
企業債	487,200	408,400	△78,800	83.8
県費負担金	423,614	439,158	15,544	103.7
短期貸付金返還金	400,000	400,000	-	100.0
② 資本的支出	1,719,267	1,694,314	△24,953	98.5
建設改良費	489,120	464,220	△24,900	94.9
企業債償還金	737,147	737,094	△53	100.0
長期借入金償還金	90,000	90,000	-	100.0
長期貸付金	3,000	3,000	-	100.0
短期貸付金	400,000	400,000	-	100.0
資本的収支 (①-②)	△408,453	△446,756	△38,303	-
病院事業費用+資本的支出	7,209,670	7,521,390	311,720	104.3

県立病院の運営(予算額 7, 521, 390千円)※
～良質で満足度の高い医療サービスの提供～

(※) 病院事業費用と資本的支出を合わせた令和7年度総事業費

県立病院課 Tel 224-2350



県立こころの医療センター(津市城山)



県立一志病院(津市白山町)



県立志摩病院(志摩市阿児町)

本県における精神科医療の中核病院として、政策的医療のほか、認知症治療や依存症治療等の専門的医療の提供、訪問看護やデイケア等の地域生活支援、精神分野における災害医療に取り組めます。

総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践やプライマリ・ケア人材の育成のほか、予防医療の提供や地域包括ケアシステムの構築に向けた多職種連携に取り組めます。

志摩地域の中核病院として、指定管理者と密接に連携しながら、地域の医療ニーズをふまえた診療機能の維持・充実に取り組みます。

病院施設・設備及び医療機器等整備事業
予算額 464, 220千円

安全・安心な療養環境の整備・向上、医療の質の向上を図るため、各病院において施設・設備の改修や医療機器の更新などを実施します。

(主な内容)

こころの医療センター		
照明設備LED化更新工事	他	107, 965千円
一志病院		
中央監視装置更新工事	他	73, 943千円
志摩病院		
空調設備改修工事	他	277, 038千円

志摩病院管理運営事業
予算額 999, 895千円

志摩病院の指定管理者に対して、政策的医療を実施するために必要な経費(指定管理料)を交付するとともに、安定的、継続的な病院運営を実施するための資金の貸付を行います。

政策的医療交付金(指定管理料)	585, 356千円
短期貸付金(運転資金の貸付)	400, 000千円
臨床研修費等補助金(国庫補助)	5, 059千円
事務委託料(手数料等の徴収)	9, 480千円